

注 文 書

- 1 契約番号 2026000109
- 2 件 名 機械警備業務（松山老人福祉センター）
- 3 場 所 大崎市松山千石字松山428番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 別添書類
（1）仕様書
（2）参考明細書
（3）図面
- 6 担 当 課 大崎市教育委員会 教育部松山公民館

機械警備業務（松山老人福祉センター）仕様書

1. 業務箇所 大崎市松山千石字松山 428 番地 松山老人福祉センター
2. 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
3. 目的 施行施設において、主に職員又は管理人の不在時に、火災・盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、施設物品の保全をはかることで、行政サービス業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。
4. 業務内容
- (1) □警備機構
- ア 監視装置
- 施設に設置した警報機器により感知する異常情報を自動的に受信し得る監視装置を受託事業者の事業所内に設置すること。
- イ 受託事業者の体制
- 受託事業者は、監視装置を常に操作できる従業員を定めて、盗難及び不法侵入、自動火災報知設備について間断なく監視するとともに、常に緊急に出動できる従業員と連絡を保持し、施設の異常事態に備えること。
- (2) □警備範囲
- 施行施設の全てとする。
※施行目的を達成するような範囲とする。
- (3) □警備任務
- 受託事業者は、次の業務を実施すること。
- ア 火災・盗難及び不良行為の拡大防止
- イ 事故確知時における関係先への通知・連絡
- (4) □警備実施時間
- ア 防犯（盗難・不法侵入等に対する備え）については、機械警備機器セットからセット解除までとする。
- イ 火災については、終日とする。
※施設は、通常午前 9 時から午後 9 時まで開館しており、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）のみ閉館している。
- (5) 機械設置
- ア 警備に必要な機械設備は、受託事業者が一切の費用を負担して設置し、受託事業者の所有とする。又、機械設備の不備から生じた機械設置の損害については、受託事業者の負担とする。ただし、大崎市教育委員会の責に帰すべき理由により受託事業者の設置した機械に損害が生じた場合は、その実費を受託事業者に支払うものとする。
- イ 機械設備の設置完了後においては、大崎市教育委員会の都合により既設の機械設備を移設又は増設の必要が生じた場合は、大崎市教育委員会は事前に受託事業者へ通知するものとし、これに要する工事の費用は大崎市教育委員会が負担するものとする。
- (6) 機械設備の撤去
- 本契約の終了等に伴い不要となった機械設備は、受託事業者が撤去し、これに要する一切の費用は受託事業者が負担するものとする。

(7) その他機械警備に係る一般事項

- ア 停電時にも警報機器が作動するように予備バッテリーを内蔵し, かつ30分以上電源供給でき, 機械警備に支障をきたさないようにすること。
- イ 警備業務に関する報告書は, 每月1回, 翌月の15日までに提出すること。
- ウ 緊急に従業員を現場に出動させた場合, その状況を施設担当者へ報告するとともに, 施設に事故が発生した場合は, 速やかに施設の緊急連絡者に事故の内容を報告するものとする。
 - * 予め施設の緊急連絡者を指定し, 連絡優先順位を明示した3名以上の名簿を受託事業者に提出することにする。
- エ 受託事業者の業務遂行上必要な施設の鍵を受託事業者に預託し, 受託事業者は, 預託された鍵を厳重に取り扱い保管するものとする。
- オ 受託事業者は, 施設に設置した警報機器について適宜保守点検を行い, 受託事業者の事業所内において正常作動を確認するものとする。万一作動に異常を認めたときは, 速やかに警備上の安全な処置を講ずるものとする。
- カ 受託事業者は, 契約締結後の業務開始に係る警報機器設置工事等のため機械警備を実施できない場合は, その期間巡回警備を実施し, 施設の出入口等の施錠点検, 火災予防等の安全確保に必要な事項を点検確認するものとする。その際には, 受託事業者の制服を着用し, 身分証を携帯するものとする。また, 万一警備実施時間中において利用回線不通等のため機械警備が不可能になった場合にも前段と同様の巡回警備を実施するものとする。
- キ 警備業法にある要件をすべて満たしていること。

(7) その他

委託業務の実施にあたり, 東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

5. 入札（見積）時の注意事項

入札（見積）金額は業務内容を遂行するための見積額とする。（見積内訳を添付すること。）

6. 支払条件 年1回 年払

7. 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは, 契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ, 若しくは受託させてはならない。また, この契約の下請負若しくは受託をさせた者が, 排除規則の措置要件に該当すると認められるときは, 当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは, 速やかに警察への通報を行い, 捜査上必要な協力をを行うとともに, 発注者へ報告すること。また, この契約の下請負若しくは受託をさせた者が, 暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは, 同様の措置を行うよう指導すること。

なお, 暴力団員等から不当要求又は妨害を受け, 適切に警察への通報, 捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で, これにより, 履行遅延等が発生すると認められると

きは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8. 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

9. その他

この仕様書に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、協議の上定める。

機械警備業務(松山老人福祉センター) 参考明細書

単位:円

工種	種別	単位	数量	単価	金額	規格
委託費	機械警備業務					
		月	60			期間 令和8年4月1日 ～令和13年3月31日
	消費税			10%		
合計						

松山老人福祉センター図

